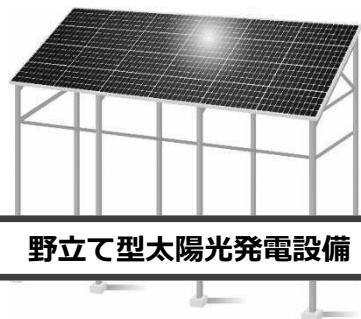


地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金 ～雪国型太陽光発電～

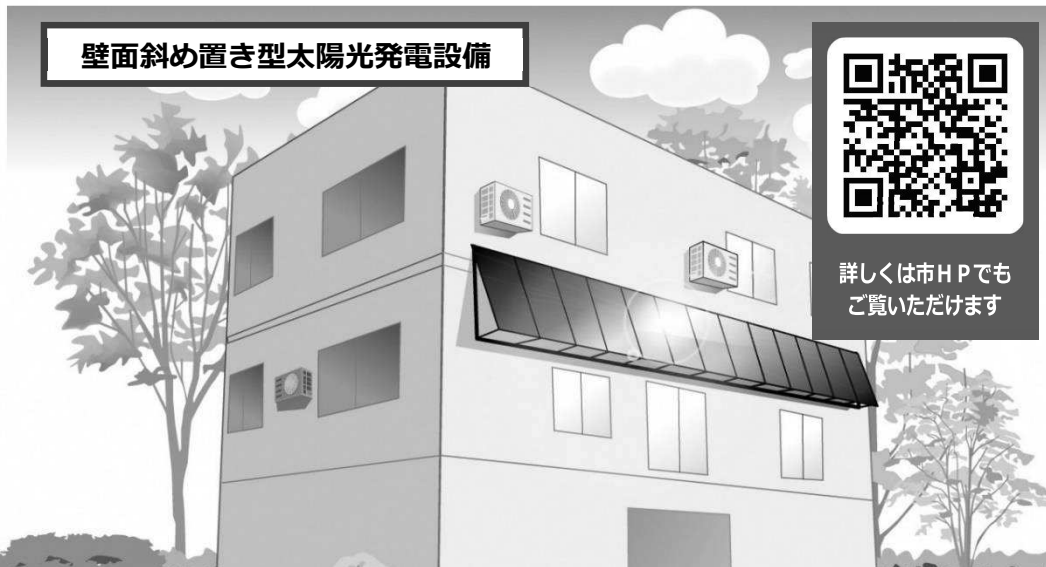


急こう配屋根型太陽光発電設備



野立て型太陽光発電設備

壁面斜め置き型太陽光発電設備



詳しくは市HPでも
ご覧いただけます

雪国でもできる！やろうよ太陽光！

雪国における太陽光発電設備の普及と再エネ利用促進を目的に
雪国型（※）の太陽光発電設備等の設置費用の一部を補助します

住宅
向け

<太陽光発電設備>

7万円/kW

<蓄電池>

価格（円/kWh）の1/3以内

●価格上限 15.5 万円/kWh ※ 蓄電池の設置のみは対象外

事業者
向け

<太陽光発電設備>

5万円/kW

<蓄電池>

価格（円/kWh）の1/3以内

●価格上限 19 万円/kWh ※ 蓄電池の設置のみは対象外

事業者向けは、妙高市ゼロ
カーボンチャレンジ事業
所への登録が必要です

※【補助対象となる「雪国型太陽光発電設備」】※発電された電気を主として自家消費するものに限りま

①建物の壁面に降積雪の影響を受けないよう壁面に「斜め置き型」（地面に対して70度程度の角度）で設置するもの

②自家消費する建物と同じ敷地に「野立て型」（架台高さ3m以上等）で設置するもの

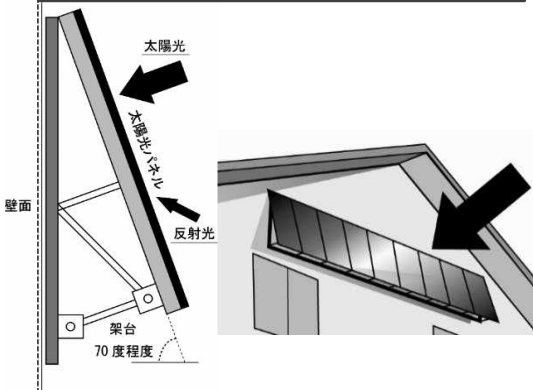
③建物の自然落雪が見込める鋼板屋根の上（急こう配屋根型）（地面に対して60度以上の角度）に設置するもの

※ 固定価格買取制度（FIT・FIP）による売電はできません（余剰売電買取制度による売電は可能です）

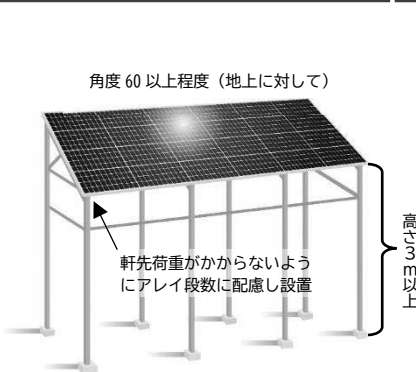
** (1) 補助対象となる「雪国型太陽光発電設備」 **

- ① **壁面斜め置き型太陽光発電設備**…降積雪の影響を受けないよう、建物の軒下壁面に地面に対して70度程度の角度で設置するもの。
- ② **野立て型太陽光発電設備**…電力を使う建物と同じ敷地に野立て型（架台高さ3m以上、60度以上）で設置するもの（建物に電力を供給するもの）。
- ③ **急こう配屋根型太陽光発電設備**…建物の自然落雪が見込める鋼板屋根の上に、パネルを地面に対して60度以上の角度とし、軒先荷重がかからないようにアレイ段数（1段程度）に配慮し設置するもの。

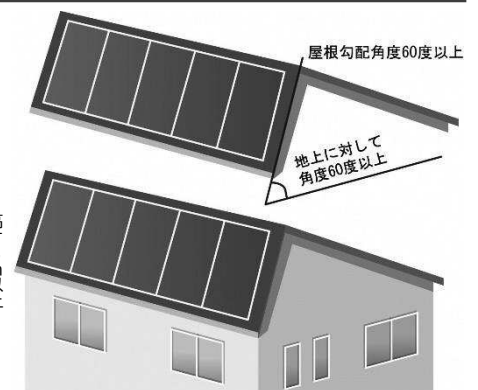
①壁面斜め置き型太陽光発電設備



②野立て型太陽光発電設備



③急こう配屋根型太陽光発電設備



雪が心配になる冬期間においても、この設置方法により積雪による荷重負荷を避けることができ、太陽光角度が低くなることによる直達光を受けやすくなること、雪からの反射光を受けることにより、効果的な発電が見込めるものです。

** (2) 補助対象者 **

対象者

●住宅向け

- 妙高市に住所を有し、市税等の滞納がないこと
- 市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条に規定する暴力団員でないこと
- 申請者が居住する住宅において、設置する建物が公共下水道及び農業集落排水区域にある場合、下水道のつなぎ込みが完了していること

●事業者向け

- 市ゼロカーボンチャレンジ事業所に登録されている事業者であること
（※詳しくは、市ホームページの制度紹介ページをご覧ください。）

雪国型太陽光発電設備

- 所有する建物に上記の「雪国型太陽光発電設備」を設置する市民または事業者（PPA※及びリースによるものを除く）

※ P P A : 電力会社やメーカーが太陽光発電・蓄電池設備などを住宅などに初期費用無料で設置し、電力購入契約(Power Purchase Agreement : PPA)を結んで発電電力を供給する仕組み

蓄電池

- 上記の雪国型太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する市民または事業者（PPA及びリースによるものを除く）

** (3) 対象事業 **

雪国型太陽光発電設備

- 上記(1)の「雪国型太陽光発電設備」を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - 1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」(※)という。)別紙2の2(2)ア(ア)に定める交付要件を満たすこと
※詳細な対象事業の要件が記載されています。環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」に掲載されていますので、ごらんください。
 - 2) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること
 - 3) 妙高市内に設置されるものであること
 - 4) 他の補助制度等を利用していないこと

蓄電池

- 「雪国型太陽光発電設備」の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - 1) 国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に定める交付要件を満たすこと
 - 2) 妙高市内に設置されるものであること
 - 3) 4,800Ah・セル未満かつ、住宅(市民)向けは15万5,000円/kWh(工事費込み・税抜き)未満、事業者向けは19万円/kWh(工事費込み・税抜き)未満のものに限る
 - 4) 他の補助制度等を利用していないこと

** 補助金額 **

雪国型太陽光発電設備

太陽電池出力 【住宅(市民)】…7万円/kW、【事業者】…5万円/kW
※設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計容量(kW)に応じて補助(1,000円未満の端数は切り捨て)

蓄電池

蓄電池の価格(円/kWh)の1/3以内

- 住宅(市民)向け…15万5,000円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3を上限
- 事業者向け…19万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3を上限

※設置する蓄電池の合計容量(kWh)に応じて補助(1,000円未満の端数は切り捨て)

※詳しくは「妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

** 手続の流れ **

① 交付申請	補助金交付申請書を市へ提出 ※ 申請書等は市ホームページからダウンロードできます。 ※ 添付が必要となる書類があります。
② 交付決定	市の審査終了後、「交付決定通知書」が市から郵送されます。
③ 工事着手	交付決定通知書が届いたら、工事に着手してください。 ※ 工事施工前、施工中、工事完了時の写真撮影をお願いします。 ※ 申請内容に変更が生じた場合は手続が必要となりますので、環境生活課へご連絡ください。
④ 工事完了	工事が完了したら1カ月以内に「実績報告書」を提出してください。 ※ 最終報告期限：2月末日（休日の場合は前開庁日まで）
⑤ 額の確定	実績報告書の審査後、補助金確定通知書が市から郵送されます。
⑥ 補助金交付	指定口座に市から補助金が振り込まれます。

** 留意点 **

- 発電された電気を主として自家消費するものに限り、売電を主目的とする場合は対象になりません。
- 固定価格買取制度（FIT・FIP）による売電はできません（余剰売電買取制度による売電は可能です）
- 蓄電池の設置のみは対象になりません。
- 設備設置後は、設備の使用実績（発電量等）に関するデータ提供などにご協力をいただく場合があります。
- その他、詳しくは、お気軽にご相談ください。
- 要綱、様式等は市ホームページをご覧ください。



QRコードから
閲覧できます

■ 申し込み・問い合わせ

妙高市役所 環境生活課 ☎0255-74-0033
(平日 8:30~17:15)

